

浦添市教育委員会建築設備等に関する競争入札参加資格審査及び指名業者選定等に関する要領

令和7年12月15日 教育部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、教育委員会が発注する自家用電気工作物保安管理業務、空調機保守点検業務、プール等循環ろ過器保守業務、貯水槽清掃業務（以下「建築設備等」という。）の契約について、競争入札参加者の資格、指名業者選定基準その他必要な事項について定めるものとする。

(競争入札の参加資格者)

第2条 教育長は、次に掲げる業者を入札参加資格者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 浦添市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していない者
- (3) その他別途要綱で定めるもの

(競争入札参加資格審査の申請)

第3条 建築設備等に関する競争入札参加資格審査は、3年に1回行う定期の資格審査と教育長が必要と認めるときに行う随時の資格審査に区分して実施する。

- 2 定期の資格審査に係る受付は、当該審査を実施する年度において教育長が定める期間に行うものとする。
- 3 随時の資格審査にあつては、定期の資格審査を行わない年において教育長が定める期間に行うものとする。
- 4 建築設備等の入札に参加を希望する業者は、「浦添市教育委員会競争入札参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）に関係書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

(資格審査)

第4条 教育長は、申請書の提出を受けたときは、入札参加資格の審査を行うものとする。

(名簿登録)

第5条 教育長は、前条の規定により審査を行い、登録することが適当であると認める者（以下「有資格者」という。）のみを浦添市教育委員会建築設備等入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録する。

- 2 名簿の有効期間は、登録の日から次期の定期の資格審査による登録の日の前日までとする。

3 名簿は、公表する。

(審査結果通知)

第6条 名簿に登録した有資格者に対しては、審査結果通知書を交付するものとする。

(公表の内容)

第7条 名簿の公表内容は、次のとおりとする。

- (1) 業者の名称又は商号
- (2) 業種別業者の名称又は商号

(公表の時期及び方法)

第8条 名簿の公表は、審査結果通知書を交付した後、業者及び業種別一覧表により、速やかに公表する。

2 公表の方法は、閲覧によるものとし、教育委員会教育部施設課（以下単に「施設課」という。）窓口において閲覧受付簿に必要な事項を記入して行うものとする。

3 公表事項の閲覧期間は、審査結果通知後、次期の定期の資格審査による登録の日までとする。

(変更の届出)

第9条 浦添市教育委員会建築設備等競争入札参加資格の申請者又は有資格者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに浦添市教育委員会競争入札参加資格審査変更届出書を教育長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第10条 有資格者の死亡、営業の譲渡又は組織の変更等により営業の同一性を失うことなく営業を引き継いだ者は、有資格者の地位の承継願を提出し、教育長の承認を受けて有資格者の地位を承継することができる。

(資格の取消し)

第11条 第3条第4項に規定する申請書及び関係書類に虚偽その他不正な事項があったときは、入札参加資格を取り消すことができるものとする。

(入札参加資格審査会)

第12条 第4条に規定する審査を行うため、浦添市教育委員会建築設備等競争入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の組織)

第13条 審査会は、会長、その他の審査委員で構成する。

- 2 会長は、施設課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、施設課施設係長及び施設課施設計画係長の職にある者をもって充てる。

(会長等の職務)

第14条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 会長に支障があるときは、審査委員の中から代理者を選出し、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第15条 審査会は、会長が3年に1回招集する。ただし、必要があるときは臨時に招集することができる。

2 審査会は、審査委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開しない。

(指名業者選定委員会)

第16条 建築設備等の発注に際して適切な業者の選定について調査審議するため浦添市教育委員会建築設備等指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(選定委員会の組織)

第17条 第13条及第14条の規定は、選定委員会の場合に準用する。この場合において、同条中「審査会」とあるのは「選定委員会」と、「審査委員」とあるのは「選定委員」と読み替えるものとする。

(選定委員会の会議)

第18条 選定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 選定委員会は、委員会構成員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 選定委員会の会議は、公開しない。

5 発注しようとする業種の登録業者が少数であり、登録業者全部を指名する場合には委員長の決裁において会議に代えることができる。

(選定委員会の審議の内容)

第19条 選定委員会は、次の事項について審議する。

(1) 浦添市教育委員会建築設備等に関する競争入札参加資格者名簿に登録のある業種の建築設備等における指名業者の選定及び契約条件に関すること。

(2) 建築設備等の登録業者の指名停止に関すること。

(業者の選定)

第20条 教育長は、指名業者の選定を行うときは有資格者の中から行うものとする。

(選定基準)

第21条 指名業者を選定する場合は、原則として、当該業務の種類に応じ、登録業種の区分に対応した浦添市教育委員会建築設備等に関する競争入札参加資格者名簿に登録がある中から選定するものとし、次に挙げる事項も含め総合的に勘案して行わなければならない。

- (1) 不正又は不誠実な行為の有無その他の信用状況
- (2) 当該業務に対する技術的適正
- (3) 当該業務に対する地理的条件
- (4) 過去の実績及び当該年度の受注状況
- (5) 経営状況及び経営規模

(庶務)

第22条 審査会及び選定委員会の庶務は、施設課担当者において行う。

(雑則)

第23条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月15日から施行する。